

審査情報提供事例について

審査支払機関における診療（調剤）報酬に関する審査は、国民健康保険法及び各法、療担規則及び薬担規則並びに療担基準、診療（調剤）報酬点数表並びに関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的見解に基づいて行われています。

他方、高度多様化する診療内容についての的確、かつ、迅速な審査を求められており、各審査委員会から自らの審査の参考とするため、他の審査委員会の審査状況について知りたいとの要望のある事例について、平成17年度より全国調査を実施し、各審査委員会及び国保連合会間で情報の共有をしてみいました。

今般、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査上の一般的な取扱いについて、「審査情報提供事例」として広く関係者に情報提供することといたしました。

今後、全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会等で協議を重ね提供事例を逐次拡充させることとしております。

なお、療担規則等に照らして、それぞれの診療行為の必要性、妥当性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としていますので、本提供事例に示されている方向性がすべての個別事例に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものでないことにご留意願います。

平成23年3月

【国保】

F-235 高脂血症及び脂質異常症の傷病名に対する薬剤の投与量について

《令和 8 年 3 月 5 日新規》

○ 取扱い

高脂血症及び脂質異常症の傷病名に対する次の薬剤の算定は原則として認められ、使用量は下記の量まで認められる。

- (1) アトルバスタチンカルシウム（リピトール錠等） 1日 20mg まで
- (2) フルバスタチンナトリウム（ローコール錠等） 1日 60mg まで
- (3) ピタバスタチンカルシウム（リバロ錠等）小児の場合 1日 2mg まで、成人の場合 1日 4 mg まで
- (4) プラバスタチンナトリウム（メバロチン錠等） 1日 20mg まで
- (5) シンバスタチン（リポバス錠等） 1日 20mg まで
- (6) ベザフィブラート（ベザトール錠等） 1日 2回/400mg まで
- (7) オメガ-3 脂肪酸エチル（ロトリガ粒状カプセル等） 1日 2回/4g まで
- (8) イコサペント酸エチル（エパデールカプセル等） 1日 3回 2,700mg まで

○ 取扱いの根拠

上記の脂質異常症治療薬は、高コレステロール血症、高トリグリセライド血症を含む高脂血症及び脂質異常症の傷病名に認められ、その際の使用量は、それぞれの薬剤の用法・用量の範囲内とした。

以上のことから、高脂血症及び脂質異常症の傷病名に対する上記医薬品の算定は原則として認められ、投与量は、上記の量まで認められると判断した。